

仕 様 書

1 案件名称

大正中央中学校区における地域交流イベント業務委託

2 業務内容に関する事項

業務目的と概要

教育環境の確保及び教育活動の充実を目的とした学校配置の適正化を推進するため、小林小学校及び平尾小学校を統合することとなった。

新たな学校運営が始まる令和10年度には、児童が安全・安心に過ごせる魅力ある教育環境が整備され、児童・保護者・両地域住民が一体となった体制が形成されている必要がある。このため、円滑な統合に向けたきっかけづくりとして、両校児童の進学先となる大正中央中学校区において、児童・保護者のみならず地域にお住まいの方々が参加できる交流イベントを実施し、両小学校区の特色ある地域性を共有するとともに、顔の見える関係づくりを促進する。

具体的には、小学校統合が予定される令和10年度までの間に、両校の児童が安心して進学できるよう大正中央中学校の魅力を発信するとともに、大正中央中学校の生徒が今後ともいきいきと活動でき、また自己肯定感の向上につなげられるよう、同校の特色ある部活動となっているダンス部による舞台発表等を通じて中学校生活の充実が図られ、ひいては、小林小学校・平尾小学校の両校児童が中学校の雰囲気や進学後の学生生活を具体的にイメージできる機会を設け、進学に伴う安心感の醸成につなげることを目的とする。

また、地域間交流イベントについては、年齢や性別を問わず参加しやすいコミュニケーションツールである「ダンス」を軸に構成し、地域の人々の交流がより深まる内容とする。

3 履行期間

契約日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

大阪市立平尾小学校 講堂

ただし、発注者の都合により変更する場合がある。

5 業務内容

(1) イベント内容

本業務の目的を達成するため、次の内容をふまえ、イベントを企画・実施すること。

① 開催日時

令和8年12月6日（日）13時00分～15時30分に開催すること。ただし、発注者の都合により変更する場合がある。

② 実施方針

- (ア) 小林小学校及び平尾小学校の両校区住民の交流が促進される内容とすること。
- (イ) ダンスを中心に企画・構成し、特に小学生及びその保護者が参加したいと思える内容とすること。
- (ウ) 参加者は小林小学校区・平尾小学校の住民に限定せず、区民の参加を認めること。
- (エ) 入場料は徴取しないこと。

③ 必須プログラム

- (ア) 著名人（ダンス関係者）を招いた、観覧・体験型ステージ
トークショーやワークショップ／ダンスレッスン等を通じて、「見て学び、参加できる」プログラムとすること。
- (イ) 発注者指定の出演者によるステージパフォーマンス
大正中央中学校ダンス部及び区内ダンスチーム等、発注者が指定する出演者による発表ステージを実施すること。
- (ウ) 小学生を主対象としたダンスプログラム
小学生をメインターゲットに、ダンスを活用した参加・体験型の企画を実施すること。

(2) 企画調整・運営業務

- ① 契約締結後速やかにイベントの実施内容及び全体スケジュール、運営体制を含む、業務全般の業務計画書を作成し、発注者に提出すること。
- ② 業務計画書の提出後速やかに事務局を設置し、発注者や出演者との調整、委託業務全体の問合せや受注者が第三者に損害を及ぼした場合の対応など、イベント開催にかかる総合的な企画調整・運営を行うこと。
- ③ 5(1)③(ア)に係る著名人について、候補者の提案、出演条件の整理、交渉及び出演確定までの調整を、発注者と協議のうえ実施し、招へいすること。
- ④ 5(1)③(イ)の出演者は発注者が指定する。受注者は出演条件（持込音源、リハ時間、転換、控室、導線、安全配慮等）を整理し、運営に反映すること。
- ⑤ 5(1)③(ウ)の小学生向けダンスプログラムについては、小学生が初めてでも参加しやすい内容とすること。発注者と協議のうえ企画を具体化し、実施すること。
- ⑥ イベントの様子や全体像が分かるように録画や撮影等を行うこと。これらは広報用での使用を想定しているため、肖像権の許諾や著作権等の処理を行ったうえで提供すること。また、写真や動画を2～3分程度に編集し、記録映像としての動画を提供すること。
- ⑦ イベント開催にかかる関係機関（警察、消防署等含む）との連絡調整を行うこと。また、開催に必要な駐車場や会議室、控室の確保等、運営・設営に係る詳細についても、発注者等と調整すること。
- ⑧ 興行中止保険、施設賠償責任保険、傷害総合保険、事業参加者傷害保険、施設入場者傷害保険等適切な保険に加入すること。
- ⑨ プログラムの企画・実施にあたっては、周辺一帯の住民や既存施設の運営等に配慮すること。
- ⑩ プログラム実施に必要な人件費（施設管理スタッフ、警備員、企画・運営スタッフ等）、音響・照明設備及び備品、電源工事費、光熱水費、ネットワーク回線費、会場装飾費、出演に係

る経費、謝礼、材料費、食糧費、交通費、保険料、廃棄物処理費、下見に係る経費その他一切の費用は委託料に含むものとする。

- ⑪ イベントの開催にあたり成果指標を設定し、当該指標を上回るよう実施すること。
- ⑫ 実施するプログラムは、提案内容をもとに、発注者と協議・調整のうえ、決定すること。
- ⑬ その他、業務全般にかかる企画調整・管理運営に関し、発注者の求めに応じて、発注者と協議のうえ対応すること。

(3) 会場運営業務

- ① 会場の音響、照明、机、椅子等の附属設備の使用が可能である。
- ② 企画するプログラムに応じて、会場機材・備品において不足が生じる場合は必要な設備を設置・運営し、運営に必要な資材や運営スタッフ等についても準備すること。イベント終了後は、設置した設備等を速やかに撤去すること。
- ③ 会場内に救護所を配置するなど、発注者と十分に調整・協議の上、急病人、負傷者等に対応するスタッフの体制を整えること。救護を行った場合は、患者ごとに救護対応状況を記録した書面を発注者等に提出すること。
- ④ 設備等の設置・撤去について、来場者等の安全の確保及び時間内の完了のため、事故や時間内に完了できない場合等に備えたバックアップ体制も含め、十分検討し、実施すること。
- ⑤ イベントの開始、終了、搬入出時における来場者の安全な誘導方法について十分検討し、実施すること。
- ⑥ 会場内及び会場周辺においては、来場者の安全を最優先として、イベントの運営に支障がないスタッフの配置計画を作成し、実施すること。
- ⑦ 会場内のごみ処理については、ごみ置き場の設置場所や分別・収集方法など、発注者と事前に協議のうえ、対応すること。
- ⑧ イベント終了後、会場として使用した施設等の原状回復を行う必要があるため、発注者の立会いのもと、原状回復を行うこと。

(4) 広報に関する業務

イベントを効果的に宣伝し、集客を図るため、活用する広報媒体・手法について検討し、発注者と協議のうえ戦略的な広報・PRを実施すること。

(5) アンケートの実施及び集計

- ① 来場者に対するアンケートの実施及び集計を行うこと。
- ② アンケートの作成にあたっては、発注者と事前に協議を行うこと。アンケートの実施については、アンケート項目を印刷して配布・回収するほか、インターネットやスマートフォンアプリによる質問・回答の方法を検討するなど、回収率の向上を図ること。
- ③ 来場者数をカウントできるよう、効果的な手法を検討のうえ実施すること。

(6) 本市施策の取組等への協力

本市事業について、事前に発注者と調整のうえ、協力すること。

(例) 区役所ブースの設置、チラシ、リーフレット等広報媒体の配架

(7) その他

その他本業務の遂行に必要な事務・作業について、発注者と調整のうえ、対応すること。

6 災害時等の対応

イベント実施日に大阪市内に「暴風警報」もしくは大雨等の「特別警報」が発令される可能性がある場合、交通機関の計画運休が発表された場合、地震その他災害発生した場合等に備え、あらかじめ中止等の判断基準を検討し、発注者と協議のうえ承認を得ること。

これらの場合が生じる恐れがあるときは、速やかに発注者と公演の中止等の協議を行い、発注者の指示に従い、必要に応じた措置を行うこと。

イベントは、原則雨天決行であるが、荒天その他の事情でイベントが中止等となった場合は、既に本業務を履行するにあたって生じた経費や中止等に伴い必要となった増加経費について、別途協議をし、契約期間もしくは委託料を変更する契約変更を行う。

ただし、当該協議によっても、「5業務内容」(2)⑩記載の負担費目以外の経費を発注者が負担することはなく、契約変更額の上限は契約金額とする。

7 業務報告

業務完了後、令和9年3月31日までに、次の成果物等を提出すること。

なお、次の(1)～(2)の成果物等(電子データにより提出するもの)について、それぞれファイルを分ける等、適切に保存されているものであれば、同一の媒体にまとめて保存し、提出することも可能とする。

(1) 業務完了報告書

- ・ A4サイズ3部及びCD-R又はUSBメモリに格納して提出すること。
- ・ なお、成果物等の所有権及び著作権は、納品をもって発注者に帰属するものとする。

※業務完了報告書は、実施日時・場所・参加者数・出演者をはじめとした実施概要、収支決算書、当日配布資料、アンケート集計結果等を含めて作成すること。

また、業務完了後、本市ホームページにイベントの開催結果を掲載する予定であるため、掲載用資料を作成すること。作成にあたっては、発注者と調整すること。

(2) 業務に関して作成した全ての成果物

- ・ マニュアル、作成した広報物データ、当日の写真や映像データなどCD-R又はUSBメモリに格納して提出すること。

8 著作物の譲渡等

- (1) 受注者は、成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、当該著作物のうち受注者が従前より保有するものの著作権は、受注者に留保されるものとし、受注者は発注者及びその指定する者の必要な範囲で発注者及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。
- (2) 発注者は、成果物が著作物に該当するかしないかにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

- (3) 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- (4) 受注者は、成果物(業務を行う上で得られた記録等を含む。)が著作物に該当するかしないかにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、当該成果物の内容を公表することができる。
- (5) 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。)について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

9 再委託について

- (1) 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、(3)に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを越えることがやむを得ないと発注者が認めるとき、又はコンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等(以下「再委託等」という。)に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

10 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議して定めるものとする。ただし、軽微なものについては発注者の指示に従うものとする。

- (2) 本業務にかかる協議、打合せ等の必要経費はすべて受注者の負担とする。
- (3) 本業務の遂行にあたっては、発注者と連絡調整を密に行い、円滑に業務を遂行すること。
- (4) 守秘義務として、本業務にあたり業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。
- (5) 個人情報の取扱いについては、市民の個人情報保護の重要性に鑑み個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号）、大阪市特定個人情報保護条例（令和5年大阪市条例第6号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。
- (6) 受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。また、研修等の実施状況について業務完了報告書提出時に併せて報告すること。

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（大正区役所総務課(庶務)）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（大正区役所総務課(庶務)）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

不適正な契約事案の再発防止対策における特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の大正区役所総務課（庶務）（連絡先：06-4394-9625）に報告しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。